

郡山市障害者支援施設等設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月25日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市条例第35号

郡山市障害者支援施設等設置条例等の一部を改正する条例

(郡山市障害者支援施設等設置条例の一部改正)

第1条 郡山市障害者支援施設等設置条例(昭和45年郡山市条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(管理の代行) 第10条 市長は、支援施設等の管理について、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。 (1) 第2条の表の支援施設等の種類の区分に応じ、それぞれ法第5条第7項、第10項又は第15項に規定する当該施設の目的達成のために必要な業務 (2)・(3) (略)	(管理の代行) 第10条 市長は、支援施設等の管理について、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。 (1) 第2条の表の支援施設等の種類の区分に応じ、それぞれ法第5条第7項、第10項又は第14項に規定する当該施設の目的達成のために必要な業務 (2)・(3) (略)

(郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 郡山市重度心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年郡山市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(助成の対象) 第3条 (略) 2 前項に規定する重度心身障害者のうち次の各号のいずれかの入所、入院又は入居(以下「入所等」という。)をしているものについては、その者が当該入所等の前に本市の区域内に住所を有していない場合(継続して2以上の入所等をしている重度心身障害者にあつては、最初の入所等の前に本市の区域内に住所を有していない場合)は、同項本文の規定にかかわらず、重度心身障害者医療の助成を受けることができない。 (1)～(6) (略)	(助成の対象) 第3条 (略) 2 前項に規定する重度心身障害者のうち次の各号のいずれかの入所、入院又は入居(以下「入所等」という。)をしているものについては、その者が当該入所等の前に本市の区域内に住所を有していない場合(継続して2以上の入所等をしている重度心身障害者にあつては、最初の入所等の前に本市の区域内に住所を有していない場合)は、同項本文の規定にかかわらず、重度心身障害者医療の助成を受けることができない。 (1)～(6) (略)

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する共同生活援助を行う住居への入居 3 (略)	(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項に規定する共同生活援助を行う住居への入居 3 (略)
---	---

(郡山市児童発達支援センター設置条例の一部改正)

第3条 郡山市児童発達支援センター設置条例（平成26年郡山市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(支援センターの事業) 第3条 支援センターは、次の事業を行う。 (1)～(4) (略) (5) 特定相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第5条第19項に規定する特定相談支援事業をいう。以下同じ。）に関すること。 (6) (略)	(支援センターの事業) 第3条 支援センターは、次の事業を行う。 (1)～(4) (略) (5) 特定相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第5条第18項に規定する特定相談支援事業をいう。以下同じ。）に関すること。 (6) (略)

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。